

第5回有識者会議提出資料

平成24年6月7日  
企業年金連絡協議会平成22年11月4日付厚生労働省宛提出「制度・財政運営等に係る要望について」から財政関係要望の抜粋

## 要 望 事 項

### 1. 特別法人税の撤廃

内容省略

### 2. 財政運営基準の見直し

①現行財政運営基準は、企業年金を取巻く環境変化の都度「弾力化措置」等が設けられ、選択肢は広がったものの、個々の制度毎で複雑な取扱いとなり理解しづらい内容となっている。事業主や理事・代議員に説明し難い基準では適切なガバナンス・基金運営は確保されない。年金関係者が理解し易い財政運営基準への見直し・簡素化をしていただきたい。

②その一環として、財政検証は、欧米の制度を参考に継続・非継続基準どちらかに一本化することや、解散・凍結等を含めた制度移行・見直しがある場合に非継続基準を適用とする取扱いや、基準抵触でも掛金対応を伴わない検証だけとする取扱いなど検討していただきたい。

③また、財政運営基準での本則と弾力化措置等は明確に区分することとし、企業年金を取巻く環境次第によっては弾力化措置等の適用・廃止を機動的に対応していただきたい。

④さらに、緊急弾力化措置の主要な柱「下方回廊方式」の恒久化を、期末一時点での評価による不合理回避の観点から要望する。合わせて、DBと厚生年金基金の間での下方回廊方式の再計算時における適用範囲相違の解消についても検討していただきたい。

### 3. 掛金抛出の弾力化

①ボラタイルな経済・運用環境にあって積立水準の安定確保のため、景気がよい時などに剰余を蓄積させて財政上のバッファーを構築するなど財政運営の健全化促進策を設けていただきたい。

②また、積立不足(過去勤務債務等)分の一括抛出など弾力償却ルール拡大を、欧米での取扱いと同様に図っていただきたい。さらに、母体から抛出可能な場合、積立不足相当分までの自由な抛出を検討していただきたい。

③さらに、特例掛金の設定について、厚生年金基金とDBの間での適用範囲相違の解消を要望する。即ち、単年度での不足金発生が予算策定時に見込まれる場合、厚生年金基金と同様に毎事業年度の予算に基づく特例掛金の設定をDBにも認めていただきたい。

#### **4. 財政運営基準での現行経過措置等の継続**

足元の経済・市場情勢が不透明であり、積立水準が低位にある年金制度が相当数存在する中で、24年3月末までの掛金対応猶予などの緊急弾力化措置や非継続基準抵触ルールでの0.9倍・回復計画の期間10年の延長など現行の経過措置等を同レベルで一定期間継続していただきたい。

#### **5. 企業型確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ**

内容省略

#### **6. 企業型確定拠出年金における中途引出要件の緩和**

内容省略

#### **7. 企業型確定拠出年金における老齢給付金の支給要件の緩和**

内容省略

#### **8. 企業型確定拠出年金における運用方法(商品)除外にかかる弾力化**

内容省略

#### **9. DCからDBへの制度移行の認可**

内容省略

#### **10. 海外赴任者の企業年金各法で定める加入者定義からの除外**

内容省略

#### **11. 職権による失権処理の実施**

内容省略

#### **12. e-文書化の推進**

内容省略

以上